

第8回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和3年3月5日（金）10:00～12:01

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理、佐久間総一郎座長、南雲岳彦座長代理、
岩下直行、武井一浩、竹内純子、新山陽子

（成長戦略会議）金丸恭文議員

（専門委員）井村辰二郎、大泉一貫、澤浦彰治、林いづみ

（政府）藤井副大臣、田和内閣府審議官

（事務局）黒田規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、山西雅一郎規制改革
推進室次長、川村規制改革推進室参事官

（ヒアリング出席者）農林水産省：光吉経営局長

農林水産省：三上経営局協同組織課長

農林水産省：河村経営局金融調整課長

農林水産省：望月経営局農地政策課長

農林水産省：山口大臣官房政策課長

全国農業協同組合連合会：野口代表理事専務

農林中央金庫：大竹代表理事専務

全国農業協同組合中央会：馬場専務理事

公正取引委員会：小室経済取引局調整課長

4. 議題：

（開会）

1. 農協改革の着実な推進について

2. 規制改革ホットラインの処理方針について

3. 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化について

（閉会）

5. 議事概要：

○川村参事官 それでは、「規制改革推進会議 第8回 農林水産ワーキング・グループ」を開催させていただきます。

本日は、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いいたします。

なお、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただくようお願いをいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、発言後は再度ミュートにさせていただくよう御協力をお願いいたします。

本日は高橋議長代理、武井委員、竹内委員に御出席いただいております。青山専門委員は御欠席です。また、成長戦略会議より金丸議員に御出席いただいております。

また、本日は藤井副大臣にも御出席を頂いております。

それでは、以後の議事進行につきましては、佐久間座長をお願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。おはようございます。

本日の議題に入ります。

議題1は「農協改革の着実な推進について」であります。

本日は、農協改革の着実な推進について、農林水産省、JAグループ、公正取引委員会よりヒアリングを行います。

JAグループからは、全国農業協同組合連合会より代表理事専務の野口様、農林中央金庫より代表理事専務の大竹様、全国農業協同組合中央会より専務理事の馬場様に御出席いただいております。

発表者も多くいらっしゃいますので、資料の御説明に当たっては時間を厳守していただくよう、お願いいたします。

それでは、まず農林水産省より、5分以内で説明をお願いいたします。

○光吉局長 おはようございます。

農林水産省経営局長の光吉でございます。よろしく申し上げます。

農協改革の資料ということで、資料1-1を御覧ください。

1ページを御覧ください。

上の部分に書いてございますが、農協改革についてはいまだ課題が残されていると思っております。これまでの改革の実施状況を踏まえながら、引き続き自己改革を進めていく必要があると考えております。

2ページを御覧ください。組織対応に関しまして改革の状況でございます。

中央会につきましては、新たな組織に移行して全ての農協（貯金量200億円以上）で公認会計士監査を導入いたしました。農協の役員につきましては、全ての農協で役員、理事等の過半に認定農業者などを選任したところです。

3ページを御覧ください。生産資材関係についてでございます。

生産資材の有利調達につきましては、農協における様々な取組のほか、全農において肥料の銘柄集約などの取組を行い、生産資材価格の引下げを実現しております。今後もうこうした取組を継続し、強化していくことが必要と認識しています。

4ページを御覧ください。販売事業に関する改革です。

農産物の有利販売のため、直接販売や買取販売の取組の実績が増加をしております。さらに、価格交渉力の強化などの取組を強化、継続していくことが重要です。

5ページを御覧ください。輸出関係でございます。

JAグループの輸出実績には、さらなる拡大の余地がございます。全農において、改めて目標を設定するなど、輸出の更なる拡大に取り組むことを表明されております。JAグルー

プでの連携が効果を上げていることもあるところがございます。

6 ページをお願いします。JA グループの昨今の取組でございます。

全農を始め、JA グループにおいては、ほかの業種の事業者の方々と連携をしながら、新しい事業展開、事業領域の開拓に取り組んでおります。今後、さらなる連携拡大というものを期待しています。

7 ページを御覧ください。JA 自身における自己改革についての考えです。

JA グループは農協を取り巻く環境の厳しさが増す中、経営の持続性をいかに確保していくかが課題と認識しています。そうした認識を踏まえ、今後も自己改革を不断に進めていくことを表明されております。

8 ページを御覧ください。JA バンクシステムについてでございます。

全国の農協、信連、農林中金は、実質的に1つの金融機関として機能するようなJA バンクシステムというものを確立しています。農林中金は、農林水産業などへの出融資や運用を行って、農協から預かった資金を地方に還元しているところでございます。

9 ページをお願いします。JA バンクの農業関連融資についてです。

JA バンクの農業関連融資は、残高ベースで見ると我が国の全体の5割を占め新規の貸付けは伸びてはおりますけれども、JA バンクの総貸付残高の5.1%となっています。

今後、農業者の所得向上に向けて、農業者向けの事業融資の強化に取り組んでいかなければならないと思います。

10 ページをお願いします。

農林中金は農業関連融資以外に、農林水産業の関連産業への投融資、あるいは法人向けの投資を行っております。これらを通じて、生きた資金の循環サイクルを地方でつくっていくようにする必要があります。

11 ページを御覧ください。准組合員の事業利用状況についてであります。

改正農協法に基づきまして、施行日から5年を経過する日まで、事業利用の状況を調査することとなっています。これまでの調査において、信用事業のうち貸出しを除き、正組合員の利用が准組合員の利用を上回る結果となっています。

12 ページをお願いします。組合員の組織運営への参画の状況です。

昨年7月の規制改革実施計画におきまして、准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行うとされております。農協において、正組合員はもちろん准組合員の意見・要望も把握をして、優良事例を参考にしながら意見反映をしていく必要があります。

13 ページを御覧ください。今後の検討でございます。

農協が終わりのない改革に自律的に取り組み続けていくためには、各農協において具体的なアクション、改革のアクションを主体的に実行していかなければならないといった仕組みを体系化していくことが必要と思います。

2 番目ですが、農協において健全で持続性のある経営を確立するため、中長期の収支などの見通しを適切に立てて、収益力の向上に取り組んでいく必要があると思います。

3番目として、農林中金などJAバンクにおいて、農業者向けの事業融資の強化、関連産業への投融資などを通じまして、資金の循環サイクルを地方でつくるため、これらの投融資を自ら目標を設定して、着実に推進をしていく必要があると考えています。

4番目として、各農協において、優良事例を参考に准組合員の意思を事業範囲に反映する仕組みを構築するとともに、事業利用につきましては、農業者の所得向上を図るとの農業改革の原点を踏まえ、自己改革の支障とならないよう組合員の判断に基づくものとする必要があると考えています。

5として、行政においても農協によるこれらの取組の実施を確保していく必要があります。

資料1-2を御覧ください。独禁法との関係を整理しています。

農協につきましては、組合員からメリットで選ばれるよう、不公正な取引を根絶させなければならないという認識の下、平成27年の農協法改正によりまして、組合員に対する事業利用の強制の禁止が明示的に規定をされました。

その趣旨の決定のため、農林水産省においては公正取引委員会や都道府県とともに、農協に対する直接の周知徹底等を行ってきており、違反事案があった場合には全国の農協に周知をして、各農協において改めて自己点検を求めているところでございます。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

続いて、JAグループから御説明いただきたく思います。

初めは全中の馬場様、恐縮ですが7分程度でお願いします。

○馬場専務理事 JA全中専務の馬場でございます。

本日は、貴重な機会を頂き感謝申し上げます。

早速、資料1-3に基づきまして、説明いたします。

まず、左肩1ページでございますが、JAグループでは平成26年以降、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革に取り組んでまいりました。

JAでは、組合員と徹底した話合いに基づいて、ガバナンス強化と併せて総合事業を通じて、創意工夫ある販売、購買事業の改革を実践しており、連合会、中央会はこうしたJAの自己改革を支援、補完してまいりました。

今後は、不断の自己改革を更なる実践として、「農業者の所得増大」を最重要として、自己改革を支える「健全な持続性の確保」、「金融を通じた農業・地域の発展支援」、そして「准組合員の意思反映」に一層取り組んでまいります。私からはこの4点に沿って、JAの自己改革の成果を報告させていただきます。

全農の取組については全農野口専務、金融については農林中金大竹専務より、それぞれ報告いたします。

2ですが、まずこれまでの自己改革の成果ですが、自己改革の基本は組合員と徹底した

話合い、対話であります。

全国の JA では、左下にあるように JA の 8 割超で担い手に出向く専門部署等を設置し、担い手への訪問は年間 165 万回を超えています。

こうした JA が担い手のニーズを踏まえて自己改革に取り組んだ結果、④にあります、生産コストの低減の取組は 93.5%の JA で取組が進むなど、6 項目の重点事項についての取組は過去最高の取組状況となっております。

また、次の 3 ですが、各 JA で組合員の評価を把握するために、平成 30 年から令和元年にかけて、訪問、対面による組合員調査を実施いたしました。

役職員で 606 万人を訪問、うち 390 万人の組合員から回答を頂きました。結果はその資料のとおりで、右側の農業関連事業で「改善した」・「もともと良い」との声が約 8 割強で認定農業者の皆さんからも高い評価を頂きました。

現在、各 JA ではこうした組合員の評価を踏まえて、さらなる自己改革の実践・深化の取り組みを進めているところであります。

4 の販売事業の改革ですが、マーケットインに基づく生産・販売方式への転換として、直接販売や買取販売の強化、輸出にも注力してまいりました。

その結果、共通目標としていた JA の販売取扱高、自己改革の取組以前の平成 26 年との比較では直近では 2400 億円の増加、伸張を実現しているほか、経済連においても約 1000 億円の増加を実現しています。全農については後ほど詳しくご紹介します。

4 ページの下には、JA 水郷つくばの契約販売の強化や、JA 紀南の輸出拡大の事例を紹介していますけれどもこの間に多くの JA で販売強化を通じて、所得増大の実績が積み上がっております。

次の 5 の購買事業の改革では、生産資材の引下げと低コスト生産技術の普及という両面から、農業者の生産コスト低減に取り組んできました。

資料のとおり、各項目について 9 割前後の JA で取組が進んでいるほか、ドローンなどのスマート農業も急速に取組が進んでいます。その下には JA 高知県のスマート農機の導入や、JA 三重中央の出荷資材の見直しの事例を紹介していますが、このほかにも多くの JA で生産コストの低減を通じた所得増大の実績が積み上がってきております。

今後とも、JA が不断の自己改革を実践していくために、次の 6 ですが、盤石な経営基盤の強化が必要不可欠です。

6 ページに円がご紹介しますが、JA グループでは平成 2 年 4 月から、「経済事業の収益力向上・収支改善」「店舗・ATM の再編」「市場運用を踏まえた調達管理」を重点として、自己改革を支える経営基盤強化の取組を進めています。

この点は昨年 5 月のワーキングにおいても御紹介しておりましたが、本年 2 月時点で、経済事業の収益力向上・収支改善、及び店舗・ATM 再編に 9 割弱の JA が計画策定、実践に取り組むなど着実に進んできています。

次の 7 ページでは、JA の取り組み事例として、JA 域を超えて広域での共同利用施設の運

営や、金融店舗の統廃合に併せて担い手に出向く体制を強化して農業融資を充実させた事例などを紹介しています。

今後とも、自己改革と経営基盤強化を両立して、農業者の所得増大につなげてまいります。

8の准組合員についてですが、先ほどの組合員調査において紹介をした組合員調査において回答のあった179万人の准組合員のうち、96%からJAによる農業や地域づくりを応援したいとの回答を頂きました。

この結果を踏まえて、多くのJAではそれぞれの地域実態に合わせて准組合員を地域農業や地域経済の発展を共に支える組合員、農業振興の応援団などと位置づけて正組合員とともに農業振興に取り組むこととしています。

本年2月の現在で准組合員の位置づけについて明確化した、あるいは准組合員の意思反映の取組方針を策定していることについて、5割前後のJAが取組を進めているところです。

今後とも、JAにおいて組合員と徹底した対話を重ね、組合員の声に基づいたJA運営を通じて、不断の自己改革を実践してまいります。

最後の9ページですが、独占禁止法遵守の取組について御報告します。

JAグループでは、公正取引委員会の指針、農協ガイドラインや平成28年の改正農協法を踏まえて、知識と対応の両輪で独禁法遵守取組を徹底してまいりました。

今後とも、独占禁止法の遵守に向けた取組の徹底と併せて、不断の自己改革を進めてまいります。

なお、お手元に資料1-6でJAグループの活動報告書2020を提出しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

私からは以上で、全農の野口専務に変わります。

○野口代表理事専務 続きまして、全農の取組状況について説明をいたします。

野口でございます。よろしくお願いいたします。

資料1-4、3ページを御覧ください。主な自己改革の取組でございます。

左側が、米、園芸の直接販売、買取販売と輸出の実績であります。右側が、肥料農薬、農機などの集中購買、共同購入の実績です。数字につきましてはお目通しを願います。

次に5ページでございます。コロナ禍における対応であります。

下の段、右のとおり消費行動の変化に対応しましたネット通販サイトJAタウンや、フォーマーズ型の店舗展開を図ってまいります。

6ページをお願いいたします。販売力強化に向けた輸出拡大の取組です。

政府の輸出目標と連携しまして、オールジャパン体制の中で農業団体としての役割を果たしてまいります。

代表的な取組例として、左側が米国の和牛加工処理施設におけるネット販売の事例。また、下の段では香港企業への国産米販売やサツマイモの複数産地リレー出荷の事例であり

ます。右側は、ドンキグループやサントリーとの共同開発商品の取組であります。

7ページをお願いいたします。アライアンスによる販売力強化です。

①は、精米販売拡大に向けたスシローへの出資。②は輸入品に対抗する青果の作付提案と、コンビニサラダの商品化の事例です。③は直売所連携や地域活性化を狙いとするファミリーマートへの出資で、④は国産小麦の生産振興のための日清製粉グループとの事例であります。

次に8ページは、農畜産物の安定的な物流対策です。

①、②にありますように、生産者の労力軽減を目的に、産地側、消費地側、それぞれに保冷・加工機能を備えたストックポイントの整備を進めております。

9ページは、地域循環や環境負荷軽減の取組です。

②は清掃工場の余剰排熱と二酸化炭素を活用した施設園芸ハウスのモデル事例です。⑥は、JAグループの施設を活用した地産地消エネルギーシステムの事例であります。

次に、10ページを御覧ください。農業現場での労働力支援やスマート農業の取組です。

①はパートナー企業と連携した農作業受託の事例をお示ししております。③、④は耕種や畜産分野における営農管理システムなどのICT活用事例です。

本日は、取組の一部を説明させていただきましたが、これらの取組が多くの手行き届くよう、更に生産者に出向く体制を強化してまいります。

以上でございます。

○大竹代表理事専務 続きまして、農林中央金庫の大竹でございます。どうぞよろしくお願いたします。

資料1-5をお取り出しいただきまして、農業金融の取組状況等についての御説明でございます。

1ページでございます。

全体像でありますけれども、真ん中の上に生産者があります。これはバリューチェーンになっておりますけれども、ここでは、生産売上が農林水で9.7兆円。うち、農業に限ると9兆円ぐらいでございます。それに対する農業融資としては、5兆円ほど金融機関から出ている。そのうちのJAバンク、下に3段階ございますけれども2.6兆円ほど対応しているということでございます。

2ページは農業金融の取組でございます。

2016年以降、目標進捗管理を徹底するということで、特に農業融資の新規融資額を目標設定して、着実に対応してきたということでありまして、左の下の表にありますとおり、新規で年間4000億円強の融資をしている。残高としては、その下にありますとおり2兆6000億円ほどあるということでございます。

3ページでございます。

地域における金融仲介機能の発揮ということで、農業を取り巻く地域社会における資金需要に対応してきたという表でございまして、左に資金の使途、あるいは貸出先によって

分けておりますけれども、全体で一番右にありますとおり、21.9兆円、ほぼ22兆円ということでございますけれども、内訳はその上に書いてありますとおりでございます、農業資金1.2兆円から始まりまして、金融機関融資ということで、表のとおりでございます。

それから4ページ、農業法人向けのコンサルティングということで、これは2018年度から信連と農林中金を中心に取組を開始した農業者の所得増大にとって一番重要な取組ということで、左の表にありますとおり類型で148先に実施をしております。

ポイントは、経営課題の見える化とソリューションの提案をしっかりとできるかということでありまして、実施をした先からは相応の評価を受けているということでございます。

5ページでございます。いわゆるリスクマネーの供給ということでございますけれども、アグリビジネス投資育成株式会社、これは政策公庫さんとJAグループで出資をしておる会社、農林中金にとっては関連会社でございますけれども、左の実績にありますとおり594件、累計で100億円ほどの出資をしている現状でございます。

左の下にありますのは、先ほど全農から御紹介がありましたファミリーマートへの出資、これは農中本体でやっております。全農さんとともに570億円の出資をしております。国産農産物の消費拡大、それから地域の拠点としてコンビニの店舗をどう活用していくかということもこれから充実をしていきたいということでございます。

6ページは新型コロナウイルスの関連の御質問もございましたので、農業者向けの資金対応、JA・信連のところで5,038件342億円、農林中央金庫で554件156億円の対応ということでございます。

それから、JAバンクの経営健全性ということで、6の下半分につけておりますけれども、自己資本比率、それからリスク管理債権比率、右にはそれに加えて農林中金の有価証券の含み益も載せてございます。

7ページは参考資料でございますので、説明は省略をいたします。

私からの説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、公正取引委員会より、恐縮ですが5分程度で説明をお願いいたします。

○小室課長 公正取引委員会調整課長の小室でございます。

私からは、資料1-7に基づきまして農業分野におけます公正取引委員会の取組について御説明させていただきます。

まず1ページ目でございますが、独占禁止法の概要を記載してございます。

独占禁止法では、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法などを禁止しております。

右側に不公正な取引方法の類型としまして幾つか挙げておりますが、これらの行為により公正な競争を阻害するおそれがある場合に、不公正な取引方法に該当するというところに

なっております。

続いて2ページでございますが、協同組合が行います行為のうち、共同購入、共同販売等につきましては独占禁止法の適用が除外されています。

ただし、不公正な取引方法を用いる場合、あるいは一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合につきましては、独占禁止法が適用されるという仕組みになってございます。

3ページ目でございますが、公正取引委員会におきましては、独占禁止違反行為に対しまして、違反行為の厳正かつ効果的な対処を行うこと。それから、農業分野におきましては、独占禁止法の考え方を後ほど御説明いたします農協ガイドラインにおいて明確化し、これを研修会等において周知することにより、独占禁止法違反行為の未然防止を図るという両面による対応に取り組んでいるところでございます。

次に、4ページ目でございますけれども、近年の農業分野における独占禁止法違反行為に対する公正取引委員会の具体的な行政処分等の内容としまして、排除措置命令と呼ばれる行政処分と警告と呼ばれる行政指導や、注意と呼ばれる注意喚起の内容を記載してございます。

具体的には、排除措置命令の事例、資料では大分県農業協同組合に対する件と、土佐あき農業協同組合に対する件がございますけれども、これは農作物の農協以外への出荷を理由として、農協の販売事業等を利用させないようにしていたものでございます。

また、警告の事例でございますけれども、こちらは資料ではあきた北農業協同組合及び本家比内地鶏に対する件ということでございまして、地鶏の販売に関し部会員に対して不当に拘束する条件をつけていたものでございます。

また、注意の事例でございますけれども、資料での阿寒農業協同組合に対する件でございますが、農協が組合員に対し農畜産物の出荷量等に応じた賦課金を徴収することなどにより金銭的不利益を課していたものでございます。

あわせて、右下に注意の件数を記載しておりますが、違反行為に至る証拠が得られなかった場合でも、独占禁止法違反につながるおそれがある行為が見られた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っているものでございます。

公正取引委員会におきましては、平成19年に農協ガイドラインを策定し、その後、周知活動に力を入れているところではございますが、今、御紹介しましたように残念ながら近年も違反行為が見られるという状況になっております。

5ページ目でございますが、公正取引委員会におきましては独占禁止法の考え方を明確にし、違反行為の未然防止を図る観点から、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」、いわゆる農協ガイドラインを公表し、周知徹底に努めております。

本ガイドラインにおきましては、連合会及び単位農協のどのような行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上の問題となるかについて具体的な事例を挙げながら明らかにしてございます。

また、事例の蓄積に併せまして、独占禁止法上問題となる行為の考え方を追加するなど、必要に応じて現行の農協ガイドラインの記載内容を改定してきているところでございます。

6 ページでございますが、公正取引委員会におきましては、これまでも農業分野における独占禁止法上の問題について厳正に対処してきたものでございますが、今後につきましても、情報提供窓口による広範な情報収集を継続するとともに、農業分野に係る独占禁止法違反行為に係る情報に接した場合には、農業分野タスクフォースにおきまして、引き続き効率的な調査を実施し、厳正に対処してまいりたいと思っております。

並びに、農協ガイドラインの研修会等を通じて、引き続き農協ガイドラインの周知・徹底に努め、違反行為の未然防止を図ってまいりたいと考えております。

農林水産省におかれましては、これまでもにおいても研修の実施等で連携してきたところでございますが、今後におきましても農業分野における独占禁止法上の問題について、連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私の説明は以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、続いて事務局より、説明お願いいたします。

○川村参事官 資料1－8を御覧ください。

農協の損益の状況ということで、黒字のところと赤字のところの数の推移を3年間示したものでございます。

全体の損益のところ、左上を御覧ください。平成28年から平成30年にかけて黒字が減少し、赤字の農協の数が増えてございます。この傾向は、信用事業、共済事業とも同じ傾向になってございます。経済事業につきましては赤字の組合の数は増減してございますけれども、黒字の数は一貫して減っているという状況でございます。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様から御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

まず、岩下委員、お願いいたします。

○岩下委員 どうもありがとうございます。

私からは、今日御説明のあったお話の中で、とりわけJAさんの農業金融関係の話についてちょっとだけコメントをさせていただきたいと思っております。

JAさんが准組合員に対して様々な金融活動を行うこと自体について幾つかの問題提起がされていると思いますが、私のような直接農業と関わらない人間がJAさんの名前を聞くのは、テレビのコマーシャルで「ボーナスはJAへ」というのがどんどん流れてくるというのを見るとときぐらいなのですね。2018年ぐらいまでやっていたのでしょうか。当時、たしか新規の預金は定期預金が0.1%とか0.15%とかそれぐらいの年利で貯金を集めていま

した。

およそ、ここ 10 年 20 年ぐらいの感覚で金融機関が預金を集めるためにテレビのコマーシャルを打つということは、なかなか考えにくいことなので、JA さんは何でこんなことをやっているのだらうと、非常に不思議に皆さんは考えていると思います。

JA さんは貯金を集めるともうかる仕組みがありますよね。奨励金というのでしたか。農中さんから、各単位農協さんに残額に応じて支払う仕組みがあったと思います。こういう仕組みを維持しているのは、多分、日本の金融機関の中でも JA さんだけだと思います。

多分、こういった形で規模を拡大することによって、更に一般の預金者もそういうものに対して高い金利を求めて准組合員で出資金を出して貯金をするということは結構あるのだと思うのですけれども、そういうものをどんどん集めていくということは、やはり経済合理性から考えるとどう考えてもおかしい構造なのです。

一体これの原資はどこにあるのだということを考えると、やはりこれは農中さんの資料の一番最後に CLO の話がありましたけれども、客観的に言うとかかなりリスクの高い投資活動をやられているということだと思います。

これが、きちんと全体としてマネージできているならば、一般の金融機関でもこういう CLO を買っているところはありますからいいのですけれども、果たして JA さん全体の仕組みとしてそれがきちんとマネージできているのだらうかというのが私は大変心配です。株価が今日も 500 円落ちまして 2 万 8000 円台になっています。様々な資産価格が大きく変動する中で大きな金融のリスクをあえて取っている。本来 JA さんというのは組合員のために農業経営をやるためにある組織のはずです。その中で、農業とあんまり関係のない准組合員から貯金を集めて、それを最終的には投機的な資金として運用して、その利益によって経済事業の赤字を補填するみたいな形になっているとすると、この構造は長期的に持続的ではないと思うので、この構造を何とか早く改めた方が将来のリスクという意味では非常によいと思います。

そういう観点から、この構造について解消するような方向で是非見直しを行っていただけないかというのが私からのコメントであります。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの件に関しまして、農中の方、何かお話はありますでしょうか。

○大竹代表理事専務 岩下先生、御指摘ありがとうございます。

御指摘の点は我々もグループとしての最大の課題と位置づけておまして、実は前回のこの会議でも私は申し上げましたけれども、岩下先生がおっしゃったとおり、貯金を集めて上部団体に預けて、効率的に運用して、高い還元をして回すという循環、これは一つのビジネスモデルでございますけれども、このビジネスモデルはもう終わったと前回、実は申し上げたところです。同じような御指摘もございました。

我々もその思いは一緒でございまして、もう一度、地域金融機関として、農協が地域に

果たす役割とは何かという観点からいうと、先ほど御説明申し上げましたけれども、地域の農業資金は正組合員を始め第一であります。そこに1.2兆円ほどの運用資金を出しておりますけれども、更に強化をしていくべきであろうと。

それから、前回、住宅ローンについての御議論もございました。住宅ローンは金融機関全体で200兆円ぐらいの残高が今ございまして、農協はそのうちの5%ぐらいを対応しており、地域のお金を地域に還元する、あるいは地域で有効活用していただくという意味では、農協貯金のシェアが10%ぐらいの中で住宅ローンのシェアは5%ぐらいということですので、地域への貢献度合いとしてそれがよいのか悪いのかという議論はあろうかと思えます。

それから、先ほどのビジネスモデルのところでも申し上げますと、従来は先生が御指摘のとおり0.1%でも0.2%でも金利を上乗せして、量を稼いで農林中金に預ければ高い奨励金をバックしますので、利ざやが抜けて経営が成り立つ。これは無理というのは自明の理でありまして、特に日本銀行の政策がゼロ金利あるいはマイナス金利政策が入ったときに、ここから決別しようということで、我々の奨励金水準を段階を追って今、下げているところでございます。

一気に下げますと経営課題に結びつきますので、メンバーシップの会員の皆さんの相当な御議論と協議を経て、4年ぐらいかけて減らしますと。これからは、これも今、協議をしておりますけれども、量を右肩上がりでもリニアに追うこともやめましょうと。一定の上限なりキャップのような考え方をに入れて、それ以上は運用できませんと。

そうするとそれぞれのところで何ができるかと、各それぞれ独立した金融機関でありますので、しっかり将来シミュレーションをして、経営を考えましょうと。その中で、正に持続可能な経営とは何かという観点から見ると合併が必要などころもあるでしょうし、店舗の統廃合が必要などころも出てきます。ATMの再配置もそうでございますし、職員の配置を再配置し直すとか、そういったことを農林中金単体ではなくて全中、全農も含めてJAグループで取り組んできているところでございまして、それは先ほどの馬場さんの説明の中に少しあったこととございます。

それから、CLOについての御懸念を頂きました。これは資料の御説明は省きましたけれども、リスク管理という観点では中身も全ては分かっておりますし、いろいろな観点から常にウォッチしております。残高が少し多いですけれども、私どものマーケット運用資産60兆円のうちの7兆円ちょっとであります。CLOのマーケット全体は80兆円ぐらいありますので、そのうちの1割弱ということでもありますけれども、先生もよく御案内のとおりリーマンショックのときと全く違うのは、中身は全て分かっている、中身の粒々まで全部、審査なりモニタリングをして動向も把握しています。

それから、証券化商品でございますので、幾つかのトランシェがありますけれどもAAAのみを満期保有という形で投資をしている。この辺も前回の反省も踏まえて行っています。コロナショックの直後は少しやはり時価と保有資産の乖離が生じましたけれども、今はほ

とんど解消されているような状況でございます。ほぼ、パーに近いような水準に時価が戻ってきたというのも事実でございます。

ということで、先生の御指摘は全くそのとおりでございまして、我々もこれからもっと力を入れて、ちゃんとビジネスモデルの転換をしていかなければいけないと思っております。

どうもありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは次に、林専門委員、続いて大泉専門委員、南雲座長代理、高橋議長代理、竹内委員、新山委員という順番でお願いします。

時間の関係もありますので、申し訳ありませんが簡潔にお願いします。

○林専門委員 ありがとうございます。

私からは3点、質問したいと思います。

まず、非常によくできた資料で、頭のいい方がつくられた資料なのだなと思いながら拝聴しておりました。

1点目は農業者の所得増大の取組についてでございます。

資料1-3、4ページで紹介されているのは、取組を行っているJAの割合だけでして、これではこの5年間の自己改革の取組の成果として、農業者の手取りが幾ら上がっているか、上がっていないのかという実績が全く分かりません。私は昨年5月14日の農林水産ワーキングでもJAの比嘉専務理事様に同じ質問をしたのですが、相変わらずのデータしか示されていないのは非常に残念です。JA様には本日からできるだけ早く、数値データで過去3年の農業者の手取り所得の向上のデータを出していただきたいと思っております。

また、農水省様への質問なのですが、資料1-1の13ページの5番目のところで、こうした農協による自己改革の継続的实施を確保するための方策という観点を書かれております。非常に大事なことだと思います。特に、この経済事業につきまして、農水省としてはこうした数値データを把握した上で必要な監督を行っていく必要があるのではないかと思いますので、その点をお答えいただければと思います。

2点目の質問は、ただいまの岩下委員からの御質問にも関連するのですが、農林中央金庫の資料1-5、7ページ目のCLOの運用の点でございます。

先ほどのお答えの中で、コロナの影響もあったけれども、現在では時価と保有資産の乖離が解消してほぼパーに近いというようなことをおっしゃったのですけれども、それは損が出ていないという話なのでしょうか。それだったら、その資金はむしろ国内の農業者のために運用していただいた方がいいわけで、収益が上がっているのかどうか運用状況というのは常に厳しく見ていただく必要があるのではないかと思いますので、もう一度確認したいと思います。

3点目ですが、不公正な取引の排除についてでございます。

先ほど、公正取引委員会からも資料1-7で詳細に御説明いただいたところですが、特

に4ページ目のところで、法的排除措置命令、警告、注意を受けた事例について御紹介いただきました。

こうした事例を受けて、全中、全農としてどのような再発防止のための措置を講じられたか、研修をなさっているということは伺いました。しかし、こうした事案の発生を受けて、何をしてきたかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、まず最初の点について全中さん、2点目については農中さん、3点目はまた全中さん、全農さん、お願いします。

○馬場専務理事 所得増大については事例を幾つか御紹介いたしました。全体としてという御提案でございます。

所得はマクロでしか捉えられませんので、そういう意味では各JAの取組状況をこのようにお知らせしたところでございます。できる範囲の中で、示してまいればと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは続いて、3点目、独禁法の問題についてもお願いします。

○馬場専務理事 独占禁止法の問題については、詳しくは紹介いたしませんでしたが、いわゆる利用の強制といった問題があったわけで、それについてはガイドラインも含めて徹底を図っており、とりわけ過去のその事例は生産部会の問題であったりしたわけでありますので、部会自体がJAの内部組織である場合とか外部組織である場合など実態は様々ですけれども、規約等について一斉に点検を行ってきました。

規約等で利用を強制することのないようにということは当然であります。実態としてもそうした例がないように自己点検を行ってもらって、問題等があるような行為が見つければ是正するよう、県の中央会を通じながら徹底をしておるところでございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、農中さん、お願いします。

○大竹代表理事専務 林先生の御質問でございますけれども、CLOの運用で損が出ているかという端的な御質問で、損は出ておりません。

先ほど申し上げましたのは、いわゆる時価と保有しているものの簿価との差を計算すると、少しコロナショック後は、大体で言うと100円が95円ぐらいになった感じでした。今は100円が99円80銭ぐらいだったと思いますので、計算上のお話を申し上げました。

一方でこのCLOはリスクがありますから、比較的回転率が高いということでもあります。100ベース以上の収益を得られておりますので、これらが原資になって先ほどのビジネスモデルの中で申し上げますと、農協の奨励金の原資の一部になっているということでございますので、先生の御懸念のところは全くございません。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に大泉専門委員、お願いします。

○大泉専門委員 大泉でございます。今日はいろいろとありがとうございます。

私からは主に3点お話をしたいのですが、農協はどれも複雑でよく分からない。矛盾統合体であると私は言い続けてきたのですが、様々なところで矛盾が同居している組織になっていると考えています。

それをこの5年間で、非常にシンプルな組織にしようという努力が見られるということで、評価できるのだらうと思うのです。

それは、全中さんから出ている資料で、自己改革の目的は農業者の所得向上と農業生産の拡大、地域の活性化の3つだと言い切っていますよね。これは、農業協同組合法の考えそのままだろうと思ひまして、これにのっかって組織再編をするということ、あるいは事業再編をするということが、真に行われるとするのならば期待を持てるのだらうと思っています。

ただ、その際に複雑なところをどう整理していくかという今後の問題が出てくるのだらうと思うのです。組織的、経営的な問題です。

1つは、組織的な問題では准組合員の問題があります。これに関しては、農水省の資料で自己改革の障害とならないように、というただし書があります。ですから、准組合員は組織改革の障害になっているという認識なのでしょう。

本当にそうなのかどうかはよく分かりませんが、全中の方からも応援団にするのだという、要するにメインストリームから外れたところに置くのだというニュアンスになっていますが、これでよろしいのかどうかということです。

要するに付随物として准組合員を扱うという方向へ行くということなのか、というのが1点。

それから第2に、先ほどの3つのシンプルな基本目標に基づいた経営基盤をつくり上げることができるのかどうかという問題です。これは誰でも御承知のように、農協の経営基盤というのは信用・共済事業、農林中金からの奨励金をベースにしなが、これを0.6%を0.5%に下げるとか何かという話があつて、こういうところからちょっと距離を置いた本来の経済事業で経営基盤を強化していかないと、目標に沿った農協にはなっていないのではないかと思うのです。そうした経済事業に対する展望というのは、いかがなものかということをお伺いしたいということでもあります。

3点目は、その際に中金から出ている資料、バリューチェーンを視野に入れてそこに投資していきましょうという非常にすばらしい案だと思います。

そうした中で、農業法人向けのコンサルをしながら、しかもそこにアグリビジネス投資育成を通じてエクイティー、投資をしていくというビジネスで農業を支えていきましょう。大体、私は500社ぐらいと聞いていたのだけれども、590社もの経営体が実はこの投資でもって成長しているということだけは分かりました。

更にその間にも、日本政策金融公庫のお金を使っている経営体が200社か300社かあるのでしょうか。ですから、合計で1,000社近い農業経営体が、今日の後半の話であります。投資をベースとした経営をやり始めているということだと思います。

こういった支援を、農中がやっているということです。農中は、地域金融機関だという定義を先ほど伺いました。

しかし、一方で実態は世界の投資ファンドになっているというこの矛盾統合体を地域金融機関だという定義をしながら、農家の生産性向上に寄与していくのだというのだとすれば、そのためにバリューチェーン全体を活性化していくのだという使命を持ったとするならば、この機能を単協でやれるのか信連でやれるのか農中でやれるのか、ここを吟味しなければいけないのではないかというのが私の意見なのです。

今の農協金融に関しては会員、つまり単協を通じてしか融資できないという話があると伺っています。それを直接農中自体が運用して投資をしていくという構造をつくり上げていく必要があるのではないかというのが、問題意識なのですが、この辺について組織改革、経営基盤強化といったところから、どの様に考えておられるか、准組合員の問題と、経営基盤強化、金融による支援の問題に関してどのようにお考えかということをお伺いしたいということでもあります。

○佐久間座長 ありがとうございます。

大泉先生のお話はかなり基本的なところで、岩下先生の御指摘にも重なると思っていますので、ちょっと取りあえず准組合員の問題についてだけお答え願いたいと思います。

○馬場専務理事 准組合員は大泉先生が指摘されたように、付随とは考えておりませんし組合員でありますから、各JAでは正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を共に支える組合員と位置づけているところでございます。

だからこそ、組合員である准組合員の意思、ニーズ、意見をいかにJAの中に取り入れていくかということも課題でありますし、今後ともそのことには注力してまいりたいと考えておるところであります。

あわせて、経営基盤の強化の話がございましたけれども、おっしゃるように今のビジネスモデルでは至らないことは重々我々も認識しておって、5月のこの規制ワーキングの中でも、持続可能なJA経営基盤の確立という観点から、経済事業の収益力向上・収支改善と店舗・ATM再編等々を大課題として、大方針としてこれまで推進をしてまいりました。

約9割のJAで、経済事業の赤字を解消すべく、工程表を策定して改善に向けた進捗管理を行ってきております。具体的に施設の統廃合とかという例は先ほど申したものであります。

いずれにしても、JAが抱えるそうした課題に対してシミュレーションを含めて、直接的な支援とかを連合会とともに進めてまいっておるところであります。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、南雲座長代理、お願いします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

大体、皆さんと似ているところがあるので、主に違うところを申し上げたいと思いますけれども、活動です。全中さんの資料を見ると、活動量が非常に増えているということはとてもいいと思うのです。これも、結果に併せて表示されていないので、それが本当に農業事業者の所得が増えているかとかいろいろなものが見えない。

これを、単協さんに見せると誤解が生じる。要するに、活動すればいいのだろうというような印象を与えかねません。これは企業経営の常なのですけれども、運動量が全てであって結果ではないという誤った印象を与えかねない。

ですので、これはそういう活動と結果を併せて見るようなテンプレートをつくって KPI の共有をしていくという経営スタイルを取らないといけないと思います。

主に、活動量が盛り上がるというのはお祭りみたいなもので、どこか2、3年で覚めてしまうのです。これをやっていると、やったけれども疲れたという形になって、二度とこういう活動ができなくなるというのが、組織の原理なのです。

ですので、まずはここを徹底したスタイルで経営改革を進めていくという形がお願いできればと思います。

それから、全体をつなげて見るということなのですけれども、全農さんの資料の4ページで、いろいろな取扱いの推移があったりとか、農中さんの資料の3ページ、レンディングのバランスの推移とかを見てみると、やはり活動量が非常に増えていることに対して、結果がシステムとしてつながっていないということだと思のです。

つまり、プロセスが結果に結びつくところが見えていないということと、個別の結果と全体のシステムがつながるところが見えていない。この2段階が見えていないのがあるのだと思のです。

ここを解消しないと、我が国の農業としてどういう政策を進めていくのかというところのマクロ感が出てこない。ここを解消しなければいけないと思います。

CLO の議論についても似たところがありまして、リスクリターンのところは教科書どおりできていますという御回答ですけれども、これは金融機関出身の私としては当たり前としか言いようがなく、むしろそういうリターンが出る、出ないというところではなくて、その本業のところで新たな付加価値はどう生まれていくか、が本来のミッションなのです。農業として、どういう活動に新たな付加価値が生まれたのかというところにどう貢献したのかにミッションがあるはずなので、余剰資金の運用で損は出ていませんというところの説明は確かにいいのですけれども、それでは必要十分条件を満たしているということではないと思います。

最後に、農水省さんが軸になって全体を見るという、全体でどういうシステムの農業なのかについてのデザインをやらないと、幾らやってもこの繰り返し、もう一回フォローアップという議論が続くのだと思のです。

ですので、改善ではなくて、これは改革であるところにもう一回軸足を置いた議論に振

っていただいた方がいいと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

では続いて、高橋議長代理、お願いします。

○高橋議長代理 ありがとうございます。

2点あります。

1点目は、林専門委員と同じ観点で申し訳ないのですが、所得増大についてです。

全中さんの御説明の中で、所得増大の実績が積み上がっているとお言葉がありました。質問に対しては、マクロでしか答えられないというお話がありましたけれども、そうであれば所得増大は何をKPIにして図っておられるのか、そこを教えていただきたい。

もし、それが今、設定できないのであれば、例えばアンケート調査をしてでも結構ですから、単協あるいは個別の農業従事者の所得調査をすべきではないのかと思いますが、こちら辺についてお答えいただきたいということ。

2点目は非常にシンプルな質問ですけれども、今もちょっとお話がありました、農中さんの資料で1-5の3ページ目の貸出しの表なのですが、農業資金が1.2兆円でほぼ変わっていない。その中で、「事業資金（農業資金を除く）」というところで、残高で6.9兆円ぐらいありますが、これはどんな資金なのか教えていただければと思います。

以上2点です。お願いします。

○佐久間座長 それでは、ただいまの点、お願いいたします。

最初は全中さんでお願いします。

○馬場専務理事 結果が見えるようにということで、南雲座長代理からも高橋議長代理からも御指摘があったところであります。

これまでの自己改革で共通取組目標としては、KPIとしては販売品取扱高の拡大というものを共通目標にしています。

それに基づいてどういう取組をするのか、それが結果として所得増大につながっていくというKPIを各JAで立てて、取組を進めてまいりたいところであります。

活動の結果をどう見せるのかということは極めて大事だと思いますが、所得調査をすべきではないかという青色申告等で見られないわけではないのですが、全体をカバーしているわけではないものですから、ちょっと工夫がいるなど御指摘を聞きながら思っておったところがございます。

検討してみたいと思います。

○佐久間座長 貸出しの中身について、お願いします。

○大竹代表理事専務 資料1-5の3ページでございます。

農業資金が残高として伸びていないという御指摘と、それから事業資金は何かということでございますけれども、これは例えば賃貸住宅ローンなどを農家がやっております。そういった資金などもここに入ってくると思っております。

それから、私への質問ではないですけれども一つだけ、農中はこれからやっていくということでお話をしたいと思っておりますけれども、この資料の1ページ、バリューチェーンの表がありますけれども、先ほど一番最初に御紹介した9.7兆円ですけれども、実は9.7兆円を分解すると原価が3.5兆円、販管費が3.6兆円、所得が2.7兆円でございます。

そうするとここを伸ばすには、販売を増やす、原価を減らす、販管費を減らすということですので、このバリューチェーンの表で言うと、左に原価、資材が例にありますけれども、これが3.5兆円ほどあります。

それから、右に行くと更に付加価値がついていて、加工が36.5兆円、流通が83.8兆円、輸出はこの時点は0.6兆円ですけれども、今は9000億円ぐらいまで伸びてきた。

そういうことを考えると、いろいろな先生の御指摘のとおり、農中の資金をこのバリューチェーンのそれぞれ必要なところに、しっかりリスクマネーとして供給していく。これはアグリビジネス投資育成を使う手もありますし、農中本体が、先ほど申し上げましたファミリーマートへの出資のような形を通じて行っていく。それは、やはり農林中央金庫がやる分野であろうと。

一方、地方のところは、地域金融機関というのは一体的事業運営の中で地域金融機関とっておりますので、信連なり農協にも参加をしていただいてバリューチェーンへのマネーの供給にも加わって、一体的にやっていくということかと思っております、少し今日はその説明ができませんでしたが、いろいろそういう取組をこれから強化をしていきたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、竹内委員、新山委員、お願いします。

時間の関係で、簡潔にお願いします。

○竹内委員 ありがとうございます。

もう皆様に言いつくしていただいたことと、多分お時間も相当限られますので、1点だけにとどめます。

改革のKPIについてでございます。先ほど、検討して見たいとおっしゃっていただいているので、それをお願いするということになりますけれども、コメントだけ、やはり農協改革の最大の目的というのは、組合員の所得向上にあるかと思えます。

我々は、この規制改革推進を我が国の成長戦略に資するという形で議論することは、従前から目的意識として各委員とも常に腹に抱えているところですので、改革のKPIそのものを見直していただくものが、どれだけ例えば付加価値をつけた、輸出の際にも付加価値をつけられているのかとか、そういったちょっと細かい形で見えていただくというところで、その改革のKPIを見直していただき、私どもに御提供いただく報告もそういった実績で示していただければというところだけお願いを申し上げたいと思えます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、新山委員、お願いします。

○新山委員 よく整理された説明をありがとうございました。

1点だけ申し上げます。所得向上について、その所得向上の仕方に関わることです。

これまでも何回か申し上げたことがございますが、所得は御承知のとおり販売価格と原価の差になります。

現在、大型小売店の市場支配力の存在が、研究者によって実証されるような状態でもあり、交渉力のバランスが非常に悪い状態です。

原価を上回る販売価格を実現し、所得を維持できるようにしていくには、価格交渉力を強化することが必要だと思われまます。

その点について、どのように取組をされようとしているのか、これは難しいことだとは思いますが、お聞かせいただければ有り難く存じます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、全中さんからお願いします。

○馬場専務理事 これまで販売高の拡大というところを、自己改革の共通目標にして成果は上がってきたということではありますが、所得については推定ぐらいしかできないので、その点は検討しますと先ほどお答えしたところでありました。

今後に向けて、どういう不断の自己改革を進めていくのか。その点についても改めて我々としては今後、しっかりと自分たちで自己改革が回していけるように取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、新山先生がおっしゃるように、正に所得というのは、原価と価格の差でありまして、交渉力にかかっているのは間違いないわけで、そのために農業者はJAに結集して価格交渉力をつけるための共同販売と、逆に共同購入で資材の引下げを取り組むということが原点であるわけではありますが、今、マーケットも大きく変わって大手のスーパーとかコンビニとかが大きなシェアを占めているわけでもありますから、そこについては全農のお話がありましたけれども、しっかりと結集しながらマーケットインに基づいた販売力強化ということがありますので、全農から補足していただきます。

○野口代表理事専務 新山委員、ありがとうございます。

全農の野口でございます。

従来の委託販売、市場流通は、やはり生産コストをベースにした交渉が大変難しゅうございます。取り組み事例で申し上げましたとおり、実需者の契約などを通じまして、生産コストに見合う販売価格を維持するための直接販売、又は買取販売を更に展開してまいりたいと考えております。

やはり実需者の出口の要望を踏まえた契約栽培、買取りを進めるためにも、先ほど申し上げました小売なり、メーカーとの業務提携、出資を更に拡大してまいります。

2月に出資しましたファミリーマートの例でも、商品開発や国産農畜販売物の展開、それから輸出拡大について合意をしております。生産者の生産コストを踏まえた販売価格前

提での商品開発なり、農畜産物の供給を行ってまいりたいと考えております。

お米なり、青果についても同様でございます、やはり付加価値をつける商品開発。それを、生産現場での生産振興に生かせるような取組を更に進めてまいりたいと考えております。

○新山委員 すみません。お答えは結構ですけれども、ただいまのお話についてもう一言だけ申し上げさせてください。

直接販売をすれば価格交渉力が強くなるというものではないと思います。直接販売をして、強い交渉力が持てないと、逆に大きなパワーの下に低価格での供給を余儀なくされるという事態が、これまで観察されてきたところではないかと思っております。

どのように交渉力を強めるか。これは恐らく農協の皆様方だけの力では難しいかも分かりませんので、研究者等も含めて問題対応、方向を考えられるようにしていただく必要があるのではないかと考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、時間も参りましたので、議題1の議論を終える前に、金丸議員から一言お願いいたします。

○金丸議員 ありがとうございます。

JAグループでは、農協改革集中推進期間に引き続き、自己改革を進めてこられ、本日の議論にもあったように、改革の具体的な成果を更に求めていく段階に来ているのではないかと感じました。

金融事業への依存度が軽減され、本業である経済事業がどう改善されているか、農業者のための農協がどれだけ体现できているかが最重要キーポイントだと思います。

経済事業の成果をもっと具体的に示し、農業者にとってメリットがある事業を展開していく。そのためには、それぞれの単協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績がどれだけあったのかを判断するための KPI を含む適切な経営管理の KPI が単協ごとに設定され進捗をチェックすることが重要です。

また、農林水産省や全国組織は単協が適切な目標設定ができるように支援を行っていたきたいと思います。

農林水産省は農協に対して監督・指導を行う立場として、そうした具体的な KPI や成果の実績を詳細に確認した上で、評価や指導などを行っていただく必要があります。詳細のデータを基に、改めて議論させていただきたいと思っております。

最後にそれ以前の話として、コンプライアンスはビジネスの大前提です。令和の時代に独禁法違反で警告を受ける農協があったのは誠に遺憾です。せつかくの好事例の紹介も台無しになりかねません。不条理や不合理な行為、不公正取引の排除、違反の根絶のために徹底をお願いいたします。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、私からもコメントさせていただきます。

基本的なところ、今、金丸議員が御指摘したとおりだと思います。それに加えてということですが、本日は JA グループに自己改革の取組について御報告を頂き、議論もありました。

やはり、これはもう今、金丸議員がおっしゃり、高橋議長代理、そして林専門委員、南雲座長代理、竹内委員もおっしゃっていたように、やはり南雲座長代理のお言葉を借りれば活動量というのは何となく今日分かりましたけれども、それが結果とどう結びつくのか。農業従事者、単協の成果にどういう影響があるのか、組合員の所得向上にどういう影響があったのかというのが、やはり今日のお話ではいま一つ分からないというところがあったかと思しますので、やはり農協経営の改善を管理していくための実効的な KPI を単協ごとに設定する。場合によっては農業所得者への影響というのもしっかりと調査して進捗を管理していくことが必要だと思います。

やはり、本日の資料、大変有り難いわけですが、もう少し詳細なデータをお示しいただいた上で、改めて改革の進捗を確認させていただくとともに、今後、必要となる取組について議論させていただきたいと思えます。

あと、今日は農中さんから非常に有益なお話を伺いました。これについては岩下委員、大泉専門委員、南雲座長代理からも、かなり基本的なところの問題の指摘もありましたし、また農中さん自身の取組方向についてもお話がありました。例えば奨励金が減る、これが逆に単協にとっては将来非常に厳しくなってくる。やはり農中さんについても、全体の今後の取組方向についても時間があれば議論させていただきたいと思えます。

独禁法違反の防止、これは今、金丸議員がおっしゃったように、これはもう大暫定の話でございますので、対策は継続的に徹底させていただきたいと思えます。

その意味で公正取引委員会からは、情報収集、厳正な対処、個別事案について御説明がありました。やはり、不公正な取引があった場合には、被害を受けた農業者が泣き寝入りすることのないように、是非引き続き対応をお願いしたいと思えます。

今回、議論が十分にできなかった点もあるかと思えますが、再度議論の場を設けることとさせていただきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

藤井副大臣、お願いいたします。

○藤井副大臣 すみません。澤浦専門委員や井村専門委員も発言されたいみたいですが、ちょっと時間がということなので私からは一言。

これは結局、米価が上がれば所得が自動的に上がるとかいう根本的な構造もありますが、適切な KPI のこともいろいろ検討されているという重要性は、十分理解しております。私からは農業者の所得増大を目標にされて JA 改革をしていただくのは非常に有り難いことなわけですが、その際に、やはりお米であれば輸出量を増大させるとか、また今はコロナで物すごく大変ですが、もっと高価なお酒を造って輸出をするとか、やはりそ

このマッチングを是非とも JA グループさんにやっていただきたい。

また、野菜や果樹は非常に高価で売れる可能性もありますし、今回コロナで都市部の方々はネットで入手したいと、その辺のところをつなぐということであれば、非常にそういう点で戸毎の農家ではできないところを是非支援していただきたい。

一方で、生産原価のところで、肥料や農薬や、そして生産資材を安くする。今回は、経営継続補助金もありますので、そういう点で、是非とも取組をよろしく願い申し上げます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、大変申し訳ないのですがけれども、井村さん、澤浦さん、今まで全く触れていない点があるのであれば簡潔にお願いしたいと思います。

○井村専門委員 林先生、高橋先生、新山先生、所得のことを御指摘いただきまして本当にありがとうございます。

例えば品目でお米に限って言いますと、ここ 10 年ぐらい生産費に占める 10 アール当たりの肥料の比率というのは 6 % から 7 %、ほとんど変わっていません。10 アール当たりの所得もお米の価格が下がっておりますので、当然、下がってきています。

全中さんも、例えばお米に絞ってここ 5 年の農家所得の調査を是非行っていただきたいというのが 1 つです。

4 番目の○に、生産資材の引下げということを書いていただいている、是非お願いいたします。

それと 2 番のマーケットイン、やはり売る力、実需者等としっかりと結びついて売れるお米を作るという中で、去年 20 万トン以上のお米が余り需要緩和の状態です。実際、誰が作ったどんなお米が余っているのか。マーケットインと書いていただいておりますけれども、各生産方針管理者、単農が中心となって販売を行っている単位農協がと思いますので、本当に売れるお米作りをきちんと農家に指導して、出口のある米を作っているのか、この辺の検証を是非していただきたいと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、澤浦専門委員、お願いします。

○澤浦専門委員 今、チャットでも書いていたのですがけれども、幾つかあります。アグリビジネス投資育成の今後の役割は非常に重要になってくると思います。

弊社も出資を受けていまして、出資を受ける前と今では 3 倍の売上げ増になっておりますし、社員さんの数も 3 倍になっております。そういった意味で出資という形で、農業法人を応援するというのはとても重要になります。

これから、この後、話される資金調達という意味合いでも農中の役割というのは非常に重要になります。

それから、出資以外でも、私はいろいろなところで金融機関に農地担保の社債の発行を

そういった商品でできないかということで、いろいろなことを言っていますけれども、REIT みたいなものです。そういったものも、できたらやっていただければと思っています。

それから、今お話を聞いていて、中金さんや全農さんや、やられたことはすばらしいなと思ったのですけれども、現場とのどうしても少し温度差があるなと自分は感じています。

その温度差は何だろうかといつも思っているのですけれども、これは議決権要件に関することだと思うのです。私が出ていっても一人一票、それから週末農業やっているひとも一人一票、そうすると澤浦彰治は生意気だからあいつは駄目だと二人の人に言われると私はもう終わりなのですね。

ですから、やはり一人一票プラス、利用高あるいは売上げ、社員数といったもので、プラスアルファの議決権というものができないかどうか、そのところも検討課題ではないかなと思っています。

マーケットインという観点からすると、やはり一人一票でやるというのはちょっと限界があると思いますので、その辺のところの検討をお願いできればと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、時間も参りましたので、議題1についてはこれで終了とさせていただきます。

議題1の皆様については、ここで会議から御退室ください。

(ヒアリング出席者退室)

○佐久間座長 議題2に入ってよろしいでしょうか。

○川村参事官 大丈夫です。

○佐久間座長 では、議題2「規制改革ホットラインの処理方針について」です。

事務局から、説明お願いいたします。

○川村参事官 資料2を御覧ください。

規制改革ホットラインで4件ございます。

農地法、農業委員会、そういった手続に係るものを今回、御意見を頂いております。

今般の農業委員会については前回も議論しましたけれども、今後も議論する予定がございますので、いずれも◎という形でさせていただいております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、規制改革ホットライン処理方針については、資料2のとおり、決定いたします。

(ヒアリング説明者入室)

○佐久間座長 それでは、議題3に入ります。

議題3は、「農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化について」です。

本日は農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化において、昨年の規制改革実施計画の実施事項の進捗状況を農林水産省からヒアリングいたします。

まず、事務局より説明をお願いします。

○川村参事官 資料3-1を御覧ください。

これまでワーキングや私どもがヒアリングした結果として、農業関係者の御意見を紹介させていただきます。

まず、「非公開会社ではなく、公開会社が必要か」というところ。

1つ目の○でございますが、農業という産業自体のイメージを上げるというお話。ガバナンス、コンプライアンス、透明性の観点から上場企業が増えることが望ましい。

農地所有適格法人は上場が困難である。マーケットから資金調達するということが、この議決権要件で資本政策の選択肢が限定されているというところがございます。

論点2というところで、「融資ではなく、出資が必要か」というところで、担保、保証を避けるためにIPOしたいという気持ちがある。そのスーパーL資金というファイナンスはあるが、資本市場に存在する資金を調達するという在り方の方が、補助金で支えるよりも産業として健全というお話です。

また、「リースではなく、所有が必要か」というところですが、貸しはがしのリスクがあるという御意見でございます。2ページ目を御覧ください。

同様に、途中で返せと言われたときに返さないと他から借りられなくなるといったところがございます。

また、2つ目の（売買を条件とする権利移転のニーズ）ということで、高齢の農家、地主から買取りを前提に話をされるという話。また、地権者が遠方に住んでいる、相続といった場合に、所有する必要があるというところがあります。

また、中長期的観点で経済合理性がある場合もあるという意見をお伺いしております。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省より、5分以内で説明をお願いいたします。

○光吉局長 資料の3-2を御覧ください。

1ページを御覧いただければと思います。

昨年12月、総理が本部長であります「農林水産業・地域の活力創造本部」というところで、活力創造プランというのを改定いたしました。

その中で、人口減少が本格化する中、農業経営を行う人の確保と農地の適切な利用を図るための施策を本年6月までに検討結果を取りまとめるとしております。この中で、資金調達の施策の在り方についても検討することとしております。

2ページを御覧いただきたいと思います。

ここでは、昨年来、規制改革のこの場で頂いている実績をまとめております。一定期間、ある地域に溶け込んで農業に実績を残した適格法人が、円滑に資金調達を行う観点で御審

議を頂いた次第です。

3 ページを御覧ください。

左下の棒グラフにございますように、適格法人の数は年々増加をしております。平成 31 年段階で 1 万 9213 法人となっており、株式会社形態の法人数が、農事組合法人などとともに増加をしております。

4 ページ、御覧ください。

農地所有適格法人として増加しております株式会社の活動を見ますと、左下の棒グラフにございますように、同一市町村内で活動している法人が多いのですが、それとともに複数の市町村、都道府県をまたいで活動している法人も増えてきております。

5 ページを御覧いただきたいと思います。

左下の折れ線グラフにございますように、6 次産業化に取り組んでいる法人が増えてきております。それとともに、輸出に取り組む法人も現れるなど、多角化が進んできているところでございます。

6 ページを御覧いただきたいと思います。

適格法人の議決権要件でございます。平成 27 年に農地法が改正をされまして、農協関係者以外の方の総議決権に占める割合を 4 分の 1 以下から 2 分の 1 未満まで緩和をいたしました。農業関係者が議決権の過半は有するというところで、その決定を確保しているところでございます。

7 ページを御覧ください。

左下の円グラフにございますが、農業関係者以外の議決権の割合が 40% を超え 49.9% までの間の法人というのが年々増えてきております。

平成 31 年時点で、206 法人ございます。このうち 160 法人に対して調査をして回答のあったところを見ますと、右下の横の棒グラフにございますように「支障がない」と言っているところもございますが、一方 2 割強の法人が融資では必要額を賄えないなどから、支障があるというお話を聞いております。

8 ページを御覧ください。

農地所有適格法人に出資をしている側でございます。農業関係者以外の法人に対しまして調査を行ったところ、左下の棒グラフにございますように、回答のあった法人で支障がないというところもありますが、2 割弱の法人は意思疎通を迅速にやるという観点から支障があるとおっしゃっているところもあります。

9 ページを御覧いただきたいと思います。

現行の議決権要件の見直しを求めるようなニーズがある一方、要件を見直した場合に、水管理・土地利用に支障が生じるのではないかと。安易に、農業から撤退するのではないかと。農地を不適正に利用するのではないかと懸念の声があるのも事実でございます。

10 ページ、御覧いただきたいと思います。

左下にフロー図がございますけれども、農地を不適正に利用した場合、リースであれば

所有者に農地が返還されるものの、所有者に絶対的な管理処分権限が所有の場合にはあるということで、なかなか難しい面があるという点でございます。

最後、11 ページでございます。

今後でございますけれども、一つは、一定期間ある地域に溶け込んで農業に実績を残した適格法人が、広域的な活動、6次産業化、あるいは輸出といった経営の多角化に積極的に取り組んでいこうとされるようなときに、融資とともに出資という形で資金を調達して頑張っていこうということを、どういうふうにしていくのかという観点。

もう一つは、農業関係者が現在の要件の下で過半を有することで決定をすることにしておりますが、この要点を見直した場合には農業からの撤退など様々な点について心配する声が現場にある中で、どういうふうにしていくのか、決定権を確保するのかといったところ。

こういったことをきちんと踏まえながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、これまでの御説明を踏まえまして、委員の皆様から御意見、御質問お願いしたいと思います。

まず、岩下委員、お願いします。

○岩下委員 どうもありがとうございます。

ただいま、農水省さんが御説明いただいた資料の最後の辺り、項番7の①、②の辺りのところについて意見を申し上げます。

先ほど、澤浦さんの農業関係の地元での活動において、例えば農地のREIT化ができないかとか、逆に議決権の行使において多数決ではなくて実際の活動状況を反映させたいという話がありました。

この辺、何かというと普通の産業は当然それができているわけですよね。なぜ農業でできないかということ、それは農地が普通に売買できないからですし、農協における意思決定というのが一人一票になっているからです。これは、普通の経済合理性がある普通の株式会社ではあまり見ない現象だと思います。

かたがたでは今、農地保有法人等に任せた場合にどうなっているかということ、こういう先ほどの農水省様の資料の9ページのような問題があるということなのですが、これは現にそういう規制の下でもそういう問題が起こっているわけですよね。かたがた、ある程度、様々な活動、通常の産業と同じようなルールに御したとしてもこういう問題は起こるかもしれませんが、そういう問題に対する対処策も当然あるわけです。

そう考えると、一番最後の部分ですが、今やっていることは農業関係者の視点として、様々な心配する声がある。今のルールを変えるのは心配だというのはよく分かるのですが、ただ、それはこれまでずっと変えなかったことによって、では農業から撤退が起きていないのか、農業に対して資金がちゃんと集まるのかということ、今のルールだとそれ

はなかなか望めないということなのではないかと思うわけです。これはこのままでいくと、農業はもっと衰退する可能性が高いと私は考えています。

そうなる前に、できる限り上手に今の社会の仕組みをうまく活用して、農業にきちんと人材とお金が行くようにした方がよい。その意味では、一番最後に書いてあるような引き続き農業者は農業の決定権を確保するということを言っていたら、それはうまくいかないということです。

世の中で言うと、例えば株式会社であれば株主が決定権を持ちます。それを、特定の人に限定すればそういう会社は公開できないし、資金は調達できません。資金を調達して経済活動を活性化する方を取るか、それとも農業者による支配を取るか、どちらかです。両方いいところ取りはできないので、そこはそろそろ腹をくくって世の中の体制の流れに農業もきちんと順応していく。それでも、ちゃんと様々な弊害防止策は打てると思いますから、そういう方にかじを切った方がいいのではないかということをお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

次に、南雲座長代理、お願いします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

融資か投資かということを考えるときの最大のポイントは、今はデフレで人口減少という形で土地の値段が下がっていくときに、その土地の担保価値によって農業生産性とか発展性が左右されてしまうという点をどうクリアするかということだと思うのです。

やはりここは資本市場をうまく使っていくことがとても大切で、なぜかというと6次産業化ということもありますし、営農型のソーラーシェアリングとかいろいろな複合的な形で農業が発展していく可能性がある中で、そのクリエイティビティというのはインタングブル、要するに触れない価値なわけですね。ここにお金をリスクマネーで供給するのはローンではないのです。これは資本市場である。この原理を生かさないと、本来狙っている農業の成長であるとか、国際競争力の強化、農業事業者の所得の拡大といったところにはやはりリーチができないのだらうと思うのです。

このところはよく整理する必要があるかなとも思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

次に、澤浦専門委員、お願いします。

○澤浦専門委員 ありがとうございます。

私はやはり現場にいますので、現場の話をさせていただきたいと思います。

今、うちの会社はさっき言ったように投資育成さんから出資を受けて一部買い戻したりして、それからL資金も使っていますし、民間の群馬銀行さんであったり信用金庫からも融資を受けています。

規模感でいうと、44億円の売上げがあり、220名の方が働いています。資金調達は全く

問題ないのです。正直言って、お金は集まるのです。別に出資をしてもらわなくても集まるという状況で、逆にこれはアンケート結果に質問なのですけれども、なぜこの状況の中で上場できないと農業ができないと言っているのか。

リスクマネーでスタートアップで出資する人がいるというのは、かなりその会社が存続するかどうか分からない状況だと思うのです。一般的に上場するような会社はちゃんとした監査を受けて、そんな潰れるような会社が上場できるはずないですから、それ以前にスタートアップに出資するリスクを取るというからには、その会社が農地を持つということは農地がどこかへ行ってしまいます。ちょっと表現は悪いのですけれども、そういう可能性が非常に高いわけです。

そこにお金が集まらないというということは、逆にそういう会社なわけで、そのリスク管理をどうするのかというのが、私は非常に疑問なのです。

今、このアンケートの中で、資金調達ができないと書いている会社の経営内容はどうなっているのかなと思います。この状態の中でお金が集まらないというのはよっぽど悪い会社ではないかと、私は経営者としてずばり思うのです。

ですから、アンケートを聞いている人がどういう人なのかという中身の問題があると思いましたが。それが1点。

あともう一つ、資金調達の幅は広げた方がいいと思いますが、兵庫県養父市が特区で農地を持ってやれるようになったけれども、その結果があんまりよろしくないという話も聞いています。

なぜそこでうまくいっていないことをそんなに急いでやるのかなと、私はそこがすごく気になって、もちろん将来的に検討する必要があると思いますが、その2つとも観点からなぜ必要なのかということが非常に疑問に思います。リースでも借入れでもできる状況なのに、あえてそこにやる必要があるのかなというのが私の意見です。

そのアンケートの件だけ、裏づけだけ分かったら教えていただければと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、この点を。

○川村参事官 アンケートのところは、農水省のアンケートの箇所だと思います。

○佐久間座長 すみません。

農水省さんからお願いします。

○光吉局長 すみません。

個別のアンケート結果の内容まで、今現在お答えできないので、また改めてお願いします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ちょっと今の点で言うと、上場なり資本市場から調達するというのはオプションとして考えるということで、別にそれを望まない人はしなければいいのです。非常に単純に言っ

てしまえば、今、日本には 380 万社の会社があります。ただ、上場しているのは約 3,800 社しかありません。つまり、ほとんどの会社は上場を必要としていませんし、したくないわけです。

ただ、その中で 3,800 社は上場して成長していく。もちろん、サントリーさんのように上場せずに成長する企業もありますが、基本的には成長する場合にはやはり頂点を目指すというところで上場して資本市場から調達し、なおかつパブリックカンパニーになることによって公に監理される。こういう仕組みが普通の産業では起きているということであって、決して上場するから農業がよくなるとか、上場しろとか、上場しなければいけないということでは全くありません。これは、人によっては上場などするよりは、クローズドでやった方がいい。これも正にそのとおりでして、ここで議論しているのは飽くまでもオプションを確保するという意味だということでございます。

○澤浦専門委員 すみません。そのことはよく分かります。

養父市が、そういう状況の中でなぜかという、そこがちょっと疑問だということです。

○佐久間座長 養父市については、国家戦略特区諮問会議との合同会議でありましたけれども、そのときにもそこは問題はなかったと聞いています。

ただ、全国展開はしないというのが結論ではあったようですが。

○澤浦専門委員 効果がなかったと私は聞いているのですけれども。

○佐久間座長 それは、そのときには特にそういう議論もなかったと思います。

○大泉専門委員 あんまり広がりがなかったという。農地を取得する会社がそれほど多くはなかったという事のようにです。それをどう評価するかというのはまた別の問題かもしれません。

○佐久間座長 それは、養父市という限定のお話だとは思いますが。

そこは、別途、必要があれば詰めていただくことにしまして、新山委員、お願いします。

○新山委員 私は、この議論をするに当たって押さえておくべきと考える点について、コメントさせていただきたいと思います。

基本的なことからになりますが、農業は人の生命と健康の維持に不可欠な食糧を供給するものであり、なくても死ぬことはない他の産業と異なる生命産業です。そういう点から考えて、投資の対象にはなってはならないと考えます。

先ほどお話がありましたオプションであっても、農業や農地を投資の市場に開くことに変わりはありません。また、農業は植物、動物という生命体を育てるので、工業製品のような効率化はできません。また、天候や気象に左右されるので、不確実性が極めて高い産業です。そもそも、収支の均衡が非常に難しく、一般的に投資に対する配当を確保できる産業ではないと考えられます。

そのため、国際的には近年、食料やそれを供給するフードシステムは、公共財として認識されるようになってきています。FAO や国連、EU はそのような観点からフードシステム

の見直しの動きを強めています。日本はこれに対して非常に遅れています。

その中では、多くの人が農業をできるように、むしろ小規模な経営や家族経営が重視されるようになっていきます。家族経営は回復力に富む上に、多様な食料が供給できると考えられています。

日本でも、農業賞を受賞するような若い優れた経営者は、自分でコントロールできる経営をつくり上げることにとても努力をしています。さらに、都市地内の農地の保全にも力を入れられています。農地も公共財と捉えられています。

強い競争力を持つEUでは、家族のみで経営を営む農場が9割を超えます。兼業が8割を超えます。国民の食料確保のために、もともと採算に合わない農業という産業を支えるために、所得補償が行われています。EUでは共通農業予算の4分の3を使って、所得の半分を補償しています。もちろん、何もなしということではなく、グリーンディールが求められます。アメリカでも生産費と価格の差を埋めるように、各種の補助の仕組みが組み立てられています。これが強い競争力を持つEUとアメリカの構造です。

農業を、投資の場、株式相場の世界に投げ込むのではなく、現在議論になっております資金調達では、農業者自身が蓄積した先ほどの前半で議論にありましたが、膨大な資金があります。

まずそれを融資に、そして投資に有効に活用する方法を検討することが優先されるべきではないかと思えます。

日本は、農地の維持についても、転用や改廃が抑えられず、非常に対策が弱いところがあるように思います。一度失うと元に戻せない貴重な農地です。これについても、強化策が必要だと考えます。

経済格差が広がり、食べ物にことを欠く人々も増えるようになってきています。農業者の方々が、日々生活を営む人々の方を向き、その人々が食料を安定して手にすることができるようという観点から、安定した農業ができるように考えていくことが必要ではないかと思えます。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは次に、高橋議長代理、その後、井村専門委員でお願いします。

○高橋議長代理 先ほどの資料の御説明、最後の取組ですけれども、どなたかもおっしゃいましたが2つ項目が並んでいますけれども、下の点を重視すればこれまでと全く変わらないということだと思いますけれども、上の○の文章は、条件つきで検討を進めるという観点になっているわけです。一定期間、ある地域で溶け込み、農業で実績を残した法人であればうんぬんとなっているわけですし、そういう意味では条件つきであればより積極的転換ができるようにすると農水省さんもお考えになっている、検討しているということですから、いつになったらこの検討結果が出てくるのか。それを教えていただきたいと思えます。

それから、養父市の件については、私は部外者ではありますがけれども、特区絡みで聞いているお話と、うまくいっていないというお話と非常に成果についての言い方、見方が分かれているように思います。

その点、何か改めてワーキングとしても一回整理しておいた方がいいように思います。以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、今の議長代理の最初の質問についてお願いします。

○光吉局長 農水省からお答えすればよろしいですか。

○佐久間座長 お願いします。

○光吉局長 冒頭、資料の1枚目にございましたけれども、今回の話というのは規制改革の皆様から宿題を頂いていますが、人とか農地とか、そういった全体のことに関わることなので、農地プランの中で今年の6月までに活力プランの観点で検討していくとしております。

その一環として、この資金調達についても整理をしたいと思っております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは次に、井村専門委員、お願いします。

○井村専門委員 ありがとうございます。

農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化ということで、これは否定するものではないのですが、やはり私たちの地域の仲間とか、中山間地でやっている農業生産法人とかの実情から言いますと、やはり地域農業の担い手というのはまだまだ零細で、中小どころか本当に零細な企業体が多いと認識しています。

その中で、やはり農業者には不安とを感じる人がいるのも確かで、是非丁寧な議論をしていただいて、急ぐのではなくしっかり丁寧な議論をしていただきたいと思っております。

何度も繰り返し議論されていることではあるのですが、私も今56歳で、小さい頃から農業の現場を見ていますけれども、やはり何度か農地を不法に活用して産廃をしているといったものを身近で見たりとか、本当に本来農業をすることでしてはいけないようなこと、これは農業委員会の監視が悪かったということになるのだと思うのですが、実際に見てきています。

ですから、そういう不安というのはやはりありますし、あともう一つ、前回は発言しましたが、やはり大きな資本を持って入ってくところが今、農地ではそんなに高くないですから、そんな大資本を持って優良農地を買って今まで地域でしっかりやってきたこれから伸びようとする担い手のチャンスの芽を潰してしまう。そういったことは絶対にあってはならないと思っております、そういったことも検証しながら前向きな、丁寧な議論をしていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ほかに、どなたかおられますでしょうか。

大泉専門委員、お願いします。

○大泉専門委員 ありがとうございます。

この資本市場からの資金調達、私はずっとオプションとして農業でも必要だと言いつけてきたのですけれども、そういったところから6次産業化のA-FIVEのようなものを立ち上げていただいた経緯があって、ですから、これをどのように農業の中に浸透させていくのかということが非常に重要だと思っています。ただ、今の時期は融資の条件が非常によかったりして、今ちょっとフォローの風は吹いていないとは思っているのです。

とはいえ、日本の農業にとって大事なこと、要するに食料生産として農業が存続することとして一番大事なことは人の問題で、人がいなくなってしまうという問題です。特に2015年以降の基幹的農業従事者の減少というのは物すごいものになってきていて、そういう際に事業承継の問題が出てくるわけです。事業承継を今の家族経営のままでやれるかというとなかなか難しい問題があって、だからその前には私は何度も言っていますけれども、法人化が必要なのです。法人化を進めることによって、そこにエクイティーを入れてM&Aをやるとか第三者承継をやるということでもって、継続していく。

そうすると生産性も高まって、要するにM&Aをしているところは生産性の高い、澤浦さんのところのような会社になってくるのだと思いますから、そうすると人がいなくなっても経営としては持続する、しかも拡大する、成長産業化するということで、非常に大事なスキームだと思っているのです。

ただ、投資に関しては、今の融資がじゃぶじゃぶという状況と、それから、農業の場合には土地とリンケージさせてしまっているというなかなか難しい問題がありますよね。これは皆さんおっしゃるとおりです。そこで私はいつも申し上げてきたのは、2つのやり方があるのだらうと。

一つは、農地所有に関しては、国土の所有という観点から見ても、安全保障上の課題に特にへき地では少しずつなりつつありますし、国土法だとか都市計画法、あるいは農振法でもって規制をしていくという手法。ですから、農家個人に依存するような農地管理というのはよくない、そこは転換すべきだと常に申し上げてきたのですが、これはなかなか実現してもらえないということがあります。しかしこれをやれば、適格法人の持ち株比率の変更は容易なこととなります。

実際に、農家に依存した農地管理というのは、株式会社に貸したら農地でなくなる可能性があるというけれども、それ以上に農家が所有したことによって農地でなくなった面積の方が、はるかに多い。日本の農地は、農家が転用していったという歴史があるわけです。ただこれらの制度改正を農業者は待ってられない。そこでさらにもう一つは、農地の所有適格法人と、それから営農する会社、法人等を分離してそれは2階建てにしていくという手法があるのではないかと。澤浦さんのところはこういう感じでやられていて、営農で

やっているところは資本の参入は自由ですから、これは大手を振ってやれるわけです。

ですから、農振法による規制が難しいとしたら、適格法人と営農法人と二重にして、営農法人に関しては自由にやってもらうという、そこにはエクイティーをどんどん入れていただくというものがいいのではないかと申し上げてきました。

以上、参考意見として申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、時間も参りましたので、ここで金丸議員からコメントを頂きたいと思います。

○金丸議員 ありがとうございます。

昨年の議論を受けて、農水省の皆様にも再調査を行っていただきましてありがとうございます。

今回、御説明いただいた調査結果では、現行の農地所有適格法人の規制について、支障があるとの農業者や資金提供者の声があることが明らかとなりました。

農地が荒らされてしまうのではないかと懸念については、何らかの対策を講じた上で、支障のある規制を変えていくことが必要だと思えます。

農業を成長産業化する、スマート農林水産業を推進すると言っておきながら、農地を所有すると上場できないというのは、若者に説明できないのではないのでしょうか。夢を持ち、意欲ある若者に農業に入ってきて、地方を盛り上げる道を閉ざすことがないようにしていただきたい。

これまで、ワーキングに出席いただいた事業者や、今回の農水省資料に事例があるように、今までの農業とは違う次元の新たな農業経営が生まれつつあります。

それを応援する上でも、資金の仕組みを整備するという事は、農業の未来のために極めて重要です。是非、農水省には前向きな案を検討していただきたいと思えます。

よろしくをお願いします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、議論を終える前に私からもコメントさせていただきます。

まず、金丸委員もおっしゃったように、再調査ありがとうございます。

それと、現場の懸念があるというのは承知の上ですが、これは岩下委員、南雲座長代理、高橋議長代理からお話があったかと思えます。現行規制の見直しというのは、やはり必要だろうと。これは金丸議員がおっしゃったように、働き手という意味と、これは大泉先生もおっしゃいましたが、要するに今のままでは夢のある産業にならない面があるということです。

したがって、やはりその点については、農水省の調査の方からも明らかになっているかと思えます。

同時に、受け手側の理屈だけでは不十分。資金を出すという側の要請に応じることも重要ではないかと思えます。そうでなければ、必要なときに資金は供給されない。今はいろ

いろ手段があるということですが、成長するという点で必要な資金が供給されない可能性というのは十分あると思います。

こうしたことを踏まえまして、農業を発展させる上で、障害となる規制を見直すことが必要だと思えます。

また、懸念に対しては、これは必ずしも農地所有適格法人だから起きているということは当然、今はないわけですし、今起きているのは先ほど大泉先生がおっしゃったように普通の農家の方の転売なり普通の農地において産廃場ができてしまっているという現実です。それは、ある意味ではいつの世界にもある。これは別に農地に限らず住宅地にもあります。工業地にもあります。ただ、そのとき、やはり当然これは厳しい環境上の規制があって処罰される。

ですから逆に、今の今までああいうのがあったというのは、規制側に確固たる態度で臨んでいなかったものがあるのだと思えます。これは、ただ農地だけの問題ではないということです。

いずれにしても、懸念に対しては今の規制とは別の方法で対処できないか検討いただきたい。

農水省の資料の最後のページにある検討の視点がありました。これに加えて、やはり上場できること、これは飽くまでもオプションです。

それと、新山先生がおっしゃったように公共財の面があるということであれば、これは余計にパブリックカンパニーになる必要があるのかもしれませんが。そういう点もございますし、やはり農地所有適格法人の議決権要件以外の要件についても、改めて検討いただいた上で、具体的な案を基に再度議論させていただきたいと思えます。

これで、議題3につきましては終了とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。